

# 島根県文化財保護審議会 次第

日時:令和7年1月21日(火)

13:30～15:30

場所:サンラポーむらくも 彩雲の間

開 会

議 事

## 【公開】

(報告事項)

1 令和6年度文化財事業について

2 旧海軍大社基地関連施設群について

3 大橋川河川改修事業地内朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて

4 その他

## 【非公開】

(審議事項)

5 県指定有形文化財の指定について

(報告事項)

6 県指定文化財の候補について

7 その他

閉 会

公開

# 島根県文化財保護審議会

資料

日時:令和7年1月21日(火)  
13:30~15:30

場所:サンラポーむらくも 彩雲の間  
(松江市殿町369番地)

島根県教育委員会

# 1 令和6年度文化財事業について

※（ ）内の事業費は令和6年度当初予算

## (1) 歴史遺産保存整備事業

### ① 国指定文化財修理費等助成 (137,708千円)

県内の国指定文化財の保存修理、防災施設整備、災害復旧等の事業に対する助成。

#### 【主な事業】

重要文化財 木造薬師如来ほか4 軀収蔵庫



修理完成写真

実施内容：屋根葺替え、照明LED化  
免震シート設置

重要文化財 八幡宮本殿ほか2 棟



本殿屋根の解体中写真

実施内容：本殿及び覆屋・楼門解体  
(修理事業は令和11年度までを予定)

### ② 県指定文化財保存修理費等助成 (18,645千円)

県指定文化財の保存修理、防災施設整備、伝承事業に対する助成。

#### 【主な事業】

県指定有形文化財 都万目の民家



修理完成写真

実施内容：屋根葺替え

県指定有形文化財 須佐神社本殿



ふきいた  
葺板の製作

実施内容：屋根葺替え  
(修理事業は令和7年度までを予定)

### ③ 国指定文化財管理費助成 (6,034千円)

国指定文化財の維持・管理のための経費に対する補助。

【指定文化財管理費助成】(佐太神社、櫻井氏庭園、萬福寺本堂、水若酢神社本殿など全22件)

### ④ 埋蔵文化財調査費助成 (2,645千円)

個人住宅に伴う埋蔵文化財調査等、個人に費用負担が生じる調査に対する助成。

## (2) 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業

<事業の概要・目的>

世界遺産石見銀山遺跡を適切に管理し、将来へ継承していくため、「調査研究」、「保存整備」及び「情報発信」を柱として事業を実施

### ① 世界遺産総合調査研究事業 (21,187千円)

石見銀山遺跡の実態解明を目指して調査研究を推進し、世界遺産としての価値を高める。

#### ア 基礎調査研究事業

- ・ 考古学、歴史・民俗学、自然科学の3分野で、基礎的な調査研究を継続  
[考古学] 発掘調査、石造物調査、考古資料分析  
[歴史、民俗学] 文献調査、人権同和問題調査  
[自然科学] 地質学・間歩調査、生物環境調査、資産保全調査

#### イ テーマ別調査研究事業

- ・ 基礎調査研究で得られた成果をもとにテーマを設定して調査研究を実施  
[歴史] 石見銀山発見500年の歴史 (R5～9年度)  
[鉱山比較] 国内鉱山比較 (R6～10年度)、海外鉱山運営比較 (R6～10年度)

### ② 世界遺産保存整備事業 (53,961千円)

石見銀山遺跡を適切に保存管理・整備し、世界遺産として後世に引き継ぐ。

#### ア 遺跡整備事業

- ・ 史跡等の保存修理及び整備 (西本寺、三宅家)
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区建造物の修理修景
- ・ 防災施設整備 (落石対策等)
- ・ 史跡等公有地化 (本谷地区)

<参考>令和6年度事業



(三宅家土塀 保存修理後)



(恵瑠寺離れ 保存修理後)

#### イ 拠点施設の管理運営の支援

- ・ 石見銀山世界遺産センターの管理運営経費を支援

### ③ 世界遺産総合情報発信事業（10,906千円）

調査研究等により明らかにされた世界遺産の価値を広く情報発信する。

#### ア 企画展

- ・ 秋季企画展「石見銀山と佐渡金銀山」を石見銀山世界遺産センターで開催  
[会期] 令和6年10月30日～12月23日  
[会期中の世界遺産センター観覧者数] 5,521人



#### イ 出前講座

- ・ 児童生徒を対象に座学と体験学習を組み合わせた出前講座を開催

#### ウ 講演会

- ・ 世界遺産 石見銀山特別講座「石見銀山と佐渡金山」を広島で開催  
[日時] 令和6年11月9日（土）13～16時  
[会場] 中国新聞ホール（広島市中区土橋町7-1）  
[参加者数] 450人



#### エ パネル展

- ・ 公共施設等において、調査研究成果等をわかりやすく伝えるパネル展を開催  
[主な開催地] 萩・石見空港、しまね海洋館アクアス、島根県立図書館

### (3) 島根の歴史文化活用推進事業（古代文化センター）

#### ア 講座、シンポジウム ※いずれも内容は後日オンラインで配信

事業	内容	開催日	参加人数	WEB公開日
古代出雲文化シンポジウム (東京)	六世紀の出雲とヤマトー出雲の大型古墳を語るー 講師：仁藤敦史(国立歴史民俗博物館)・高橋照彦(大阪大学)・桃崎祐輔(福岡大学)・松尾充晶(出雲歴博)	11/17(日)	575	公開前
しまねの古代文化連続講座 (東京)	古墳出現以前の島根 講師：今福拓哉(古代C)	7/27(土)	191	公開前
	山陰における大型古墳築造開始の背景 講師：岩本崇(島根大学)	8/25(日)	200	公開前
	6世紀～7世紀の石見・出雲 講師：丹羽野裕(松江市)	9/28(土)	197	公開前
島根の歴史文化講座 (松江市)	東西出雲の王 講師：永野智朗(松江市)・黒田祐介(出雲市)	9/29(日)	187	11/8
	城と城下町 講師：高屋茂男(風土記の丘)・廣江耕史(古代C)	10/27(日)	161	11/29
	古代出雲の謎に迫る 講師：武廣亮平(日本大学)	11/24(日)	176	公開前
	知られざる古代出雲 講師：吉永壮志(古代C)	12/8(日)	146	公開前
石見国巡回講座(益田市)	柿本人麻呂における「触れる」こと 講師：小松靖彦(青山学院大学)	11/10(日)	25	公開前
隠岐国巡回講座(海士町)	誕生、隠岐国 講師：平石充(古代C)	4/21(日)	21	8/16
古代歴史文化協議会 講演会(東京)	古墳時代の王権と地域 講師：若狭徹(明治大学)・ほか8県職員	12/8(日)	868	公開前

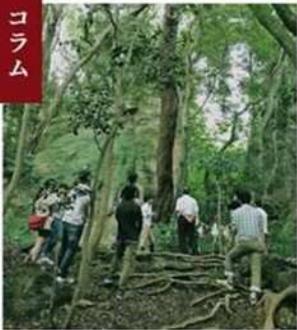
#### イ しまねの古代文化探訪ツアー（東京発2泊3日）

- ①10月8日発、②10月22日発、③12月11日発の計3回 参加人数計50人  
 (①・③「スクモ塚古墳」と古代出雲の史跡をじっくりめぐる、②柿本人麻呂ゆかりの地へ)

#### ウ 古代文化センターホームページによるオンライン情報発信

研究員の日記(ブログ)、しまこだチャンネル(動画)、いまどき島根の歴史(コラム)など。2024年4月～12月までの総閲覧者数45,827人

#### 古代セン通信

<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">コラム</div>  <p style="text-align: center;"><b>いまどき島根の歴史</b></p> <p style="text-align: center;">思わず「へえ～、知らなかった!」と声が出る、研究員イチ押し話題をつづった連載コラムです。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 2px;">詳しく見る</div>	<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">ブログ</div>  <p style="text-align: center;"><b>研究員の日記</b></p> <p style="text-align: center;">日々の研究活動で見たこと、考えたこと。古代文化センターの日常を生の声で紹介します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 2px;">詳しく見る</div>	<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">動画</div>  <p style="text-align: center;"><b>しまこだチャンネル</b></p> <p style="text-align: center;">研究員が県内あちこちを駆け巡り、調査研究の最新情報や、イチ押しネタを動画にしてご紹介します。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid gray; padding: 2px;">詳しく見る</div>
---	---	---

#### (4) 埋蔵文化財調査センター事業

##### ① 令和6年度の発掘調査



令和6年度 埋蔵文化財調査センター発掘調査箇所位置図

##### 令和6年度発掘調査遺跡一覧

(令和7年1月9日現在)

調査事業	遺跡名	所在地	時代	遺跡の内容	調査期間
江の川河川改修事業に伴う発掘調査	船津遺跡	江津市松川町	縄文時代～中世	別紙のとおり	5～10月
大橋川河川改修事業に伴う発掘調査	朝酌矢田Ⅱ遺跡	松江市朝酌町	縄文～古墳時代	別紙のとおり	8～12月
	松江城下町遺跡 白濁3区	松江市白濁町・ 八軒屋町・和多見町	近世	松江大橋南詰東側を発掘し、近世初期以降の町屋遺構を確認	5～1月
浜田道4車線化に伴う発掘調査	郷路橋遺跡	邑智郡邑南町	近世	近世の大鍛冶場跡（昭和63年に発掘調査）から廃棄された鉄滓による埋立層を確認	6～11月
古代文化の郷“出雲”調査事業	史跡出雲国府跡	松江市大草町	古墳時代～中世	別紙のとおり	9～11月
考古基礎資料調査研究事業 (墓制調査)	堀部1号墳	松江市鹿島町	古墳時代	古墳時代前期の前方後円墳で、墳丘規模は全長68mと判明	10～12月

##### ② 令和6年度的主要普及活用事業

###### ○埋蔵文化財調査センター講演会

『たたら研究最前線 ―石見・桜谷鉦の謎にせまる―』 令和6年11月30日(土) 於:江津市地場産業振興センター  
参加者:49名

###### ○いにしえ倶楽部

第1回 「しまねの発掘最新情報 ～出雲・石見の近世遺跡～」 令和6年6月22日(土) 参加者:30名  
 第2回 夏休みスペシャル「古墳時代の鏡を作ろう！」 令和6年8月4日(日) 参加者:69名(保護者含む)  
 第3回 夏休みスペシャル「弥生時代のシジミを調べてみよう！」 令和6年8月25日(日) 参加者:17名(保護者含む)  
 第4回 「再整理から見えた西川津遺跡の弥生集落と暮らし」 令和7年3月2日(日) 予定

###### ○心に残る文化財子ども塾

…小・中学校、特別支援学校を対象とした出前授業、28校で実施

## 船津遺跡

1. 調査の経緯 一級河川江の川直轄河川改修事業に伴う江津市松川町太田地区での発掘調査
2. 発掘調査期間 令和6年5月13日～令和6年10月3日
3. 調査面積 550 m<sup>2</sup>
4. 調査の概要
  - ・令和4年度に調査した石見焼窯跡（本田窯跡）、5年度に調査した近世の高殿たたら跡（桜谷鉦跡）の下層を発掘し、中世の製鉄炉遺構や墓を確認
  - ・さらに下層では、縄文時代の石錘集積遺構や地床炉などの遺構、縄文時代前期から晩期の土器、磨製石斧などの遺物を検出



中世の製鉄炉地下構造



縄文時代の石錘集積遺構

## 朝酌矢田Ⅱ遺跡

1. 調査の経緯 斐伊川水系大橋川改修に伴い上流部北側の朝酌地区で発掘調査
2. 発掘調査期間 令和6年8月1日～令和6年12月16日
3. 調査対象面積 405 m<sup>2</sup>
4. 調査の概要
  - ・古代の礫敷遺構が確認されたC区北側の丘陵上に位置するK区において弥生時代後期の四隅突出型墳丘墓を検出
  - ・墳丘東側には立石・敷石・貼石列が6.5mの長さで残存
  - ・墳丘上には埋葬施設とみられる土坑が1基確認され、ガラス玉1点、金属製品2点が出土



K区の四隅突出型墳丘墓



立石・敷石・貼石列

## (5) 古代文化の郷「出雲」調査事業・史跡出雲国府跡発掘調査

### ① 調査の目的

- ・ 政庁域の施設配置とその変遷を把握すること
- ・ 政庁域における正殿脇の溝の性格や、築地塀の存否確認。

② 現地調査期間 令和6年9月2日～11月30日

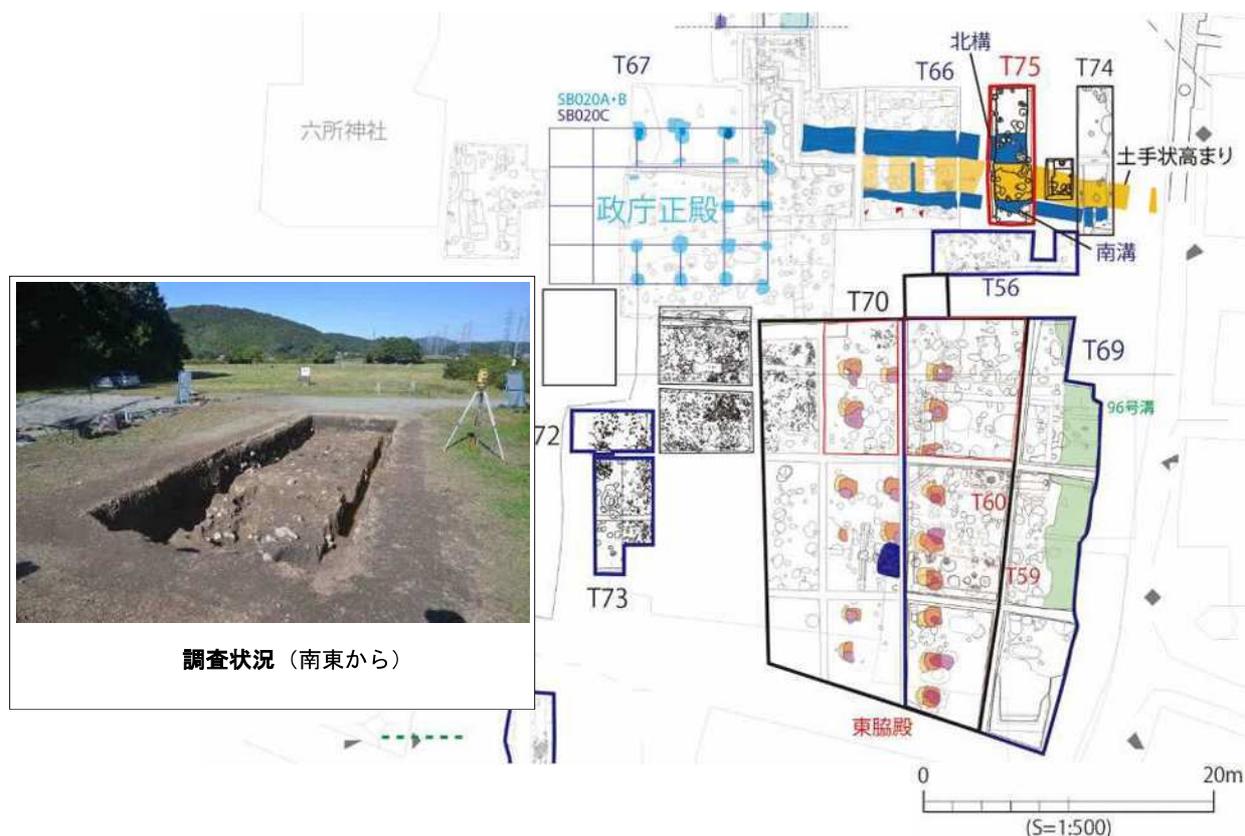
③ 調査面積 30 m<sup>2</sup>

### ④ 調査成果

- ・ 奈良時代末頃（8世紀末頃）の政庁域改修に伴う遺構を確認した。
- ・ 南北に溝を伴う土手状の高まりを確認した。土手状の高まりは東西方向にのびており、通路もしくは政庁域を区画する施設と考えられる。
- ・ 溝から出土した土器の年代などから、土手状の高まりや溝は平安時代中頃（10～11世紀前半頃）まで機能していたと推測される。
- ・ 政庁域では、奈良時代末頃のほかにも、古墳時代後期から飛鳥時代（7世紀末頃）、平安時代末頃（11世紀後半頃）及び中世以降の4時期に整地がおこなわれ、それぞれの整地層から遺構がつけられていることが確認できた。

### ⑤ 調査の意義

- ・ 出雲国府の成立から中世府中へと変遷する過程で政庁域がどのように利用、改変されていったのか検討する上で、重要な手がかりが得られた。



令和6年度発掘調査区 (T75) 位置図

## (6) 古代出雲歴史博物館事業

### ①令和6年度観覧者・入館者実績

#### 【展覧会】

No.	展覧会名	会期	観覧者数	満足度*
1	企画展 誕生、隠岐国	令和6年3月22日～ 5月19日 (59日間)	15,044人	81.2%
2	企画展 荒神谷発見！ —出雲の弥生文化—	令和6年7月12日～ 9月8日 (59日間)	16,502人	90.1%
3	企画展 山陰の戦乱 —一月山富田城の時代—	令和6年10月10日～ 12月8日 (59日間)	15,975人	87.5%

\*展示内容が「良かった」の割合（アンケート調査による）

#### 【入館者数】

開館以来の総入館者数 4, 527, 340人（令和6年12月31日現在）  
 令和5年度入館者数 179, 036人  
 令和6年度目標入館者数 240, 000人

月	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和元年度
	入館者数	入館者数	入館者数	入館者数	入館者数
4月	16,304	16,143	10,010	7,238	18,822
5月	19,212	19,655	15,121	7,679	26,490
6月	11,736	12,624	10,015	6,371	14,553
7月	13,888	11,509	9,449	10,939	16,339
8月	22,239	18,406	15,911	8,941	25,403
9月	17,250	13,052	10,334	6,873	18,552
10月	19,594	16,714	15,529	12,142	21,152
11月	25,181	22,858	17,606	17,229	17,998
12月	12,126	10,914	9,712	9,143	0
1月		12,160	11,196	8,186	11,489
2月		9,072	8,927	1,296	0
3月		15,929	14,529	7,940	0
(計)	157,530	179,036	148,339	103,977	170,798

※メンテナンス工事、および新型コロナウイルス感染拡大のため、令和元年11月18日から令和2年5月31日まで休館。令和2年1月1日～5日まで「新年まつり」開催により施設の一部を開放

※令和4年1月27日～2月20日まん延防止重点装置の適用により休館、3月24日～3月27日コロナウイルス感染症患者発生のため休館

※令和5年7月8日～9日、大雨の影響により臨時休館

### ② 古代出雲歴史博物館の休館

〔休館期間〕 令和7年4月1日～令和8年9月（予定）

〔事業内容〕 特定天井の耐震改修 エントランスホール、中央ロビー

長寿命化工事 空調設備の改修など

展示施設改修 神話シアター、神話・総合展示室の改修など

※体験工房での体験活動、講義室での講座、出前授業、出前講座、各種野外イベントなどは実施予定

## 2 旧海軍大社基地関連施設群について

### (1) 概要

- ① 設営時期等 1945年3月～6月 海軍双発爆撃機「銀河」40機配備
- ② 主要滑走路 幅60m×延長1,500m（コンクリート舗装）
- ③ 周辺施設等 応急離陸路、掩体壕、燃料庫、魚雷庫、爆弾庫、高射砲陣地、兵舎、作戦本部等
- ④ その他 航空特攻兵器「桜花」の集積



旧海軍大社基地施設群 主滑走路跡 現況図（令和6年3月段階）

### (2) 出雲児童相談所移転建設に係る対応

- ① 経緯  
令和4年度：主滑走路跡地(県有地)への移転建設を決定
- ② 事業スケジュール  
令和5～6年度：基本設計、地質調査、実施設計  
令和7～8年度：建設工事  
令和9年度：供用開始予定

### ③ 令和6年度実施設計

- 1) 実施設計業務開始にあたり関係課と協議を実施  
主滑走路跡のコンクリート舗装が地下に残存、可能な範囲で配慮を依頼
- 2) コンクリート舗装の保存に向けての設計状況
  - ・ 建物の基礎工事については、コンクリート舗装に影響を与えない深度で設計
  - ・ グラウンド、駐車場部分については、コンクリート舗装に影響が無い内容で設計
  - ・ フェンス基礎及び排水溝部分については、コンクリート舗装を現状保存することは困難

※ その他、建物・グラウンド・駐車場における設備等の地下配管箇所及び門、掲示板及び遊具等の外構物箇所については、現在設計中だが、コンクリート舗装を現状保存できない部分が生じる見込み。

### ④ 今後の対応等

- ・ 現状地存できない範囲については、令和7年度以降に記録保存調査を実施予定
- ・ その他に説明板設置等の代替措置について、関係部局と継続協議

## (3) 市道新川中央線道路改良事業に係る対応

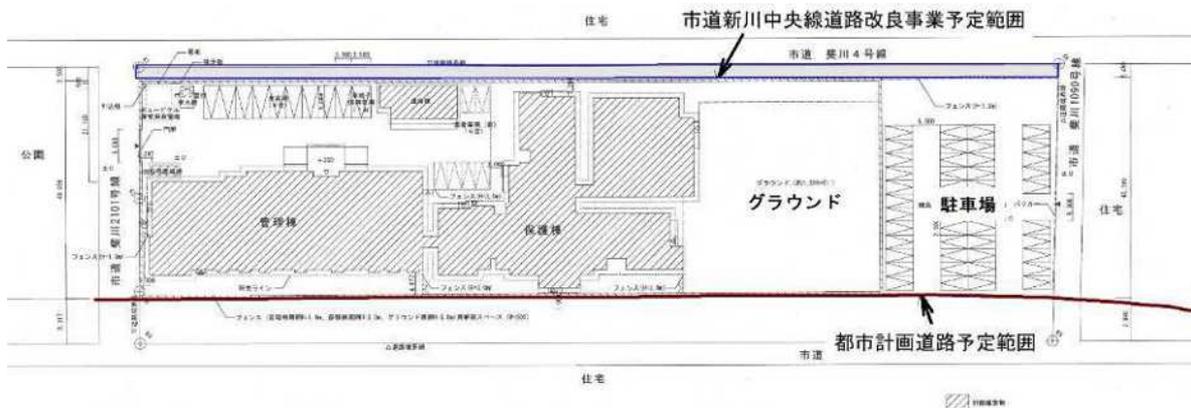
### ① 経緯及び対応

- ・ 出雲市が歩道整備のため市道新川中央線道路改良事業を計画
- ・ 計画では、児童相談所移転予定地の県有地北側一部も事業範囲に含まれることから出雲市道路建設課と協議
- ※ 地下に主滑走路が残存、現状保存について配慮を依頼

### ② 市道新川中央線道路改良事業スケジュール

- ・ 令和8年度：工事着工予定

※ 県有地南側でも出雲市による都市計画道路の建設の予定あり（着手時期未定）



出雲児童相談所移転建設に係る基本計画図（R6.3 現在）

### 3 大橋川河川改修事業地内「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の取扱いについて

令和2年度の大橋川河川改修事業に係る「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の発掘調査で、重要遺構（「出雲国風土記」記載の「朝酌渡」）が確認された。

#### (1) 朝酌矢田Ⅱ遺跡の概要と評価

- ① 「出雲国風土記（733年）」記載の「朝酌渡」に推定され、出雲国府から隠岐国に至る「枉北道」の渡河地点が判明したことで、古代道のルートが明らかになり、「出雲国風土記」記載の古代役所や寺院などと照合できる事例として重要。
- ② 発見された重要遺構は、7世紀後半～8世紀の石敷による幅11m、長さ25mの大規模な施設で「出雲国風土記」に記載のある官営の渡し場。同様の施設としては全国初の発見であり、その文化財的な価値は高く重要。

#### (2) 経過

- |            |   |
|------------|---|
| 令和2年6月～12月 | 発掘調査実施(埋蔵文化財調査センター)<br>「出雲国風土記」記載の「朝酌渡」に推定される重要遺構<br>確認 |
| 令和2年12月23日 | 調査成果について報道発表  |
| 令和3年2月19日  | 発掘調査を一時中断<br>(都度、保存方法について国交省及び県で協議実施)                   |
| 令和6年2月26日  | 協議文書(県→国交省)<br>重要遺構の現地保存について検討を依頼                       |
| 令和6年3月29日  | 回答文書(国交省→県)   |

「現地保存には、河川法第16条に基づき策定した「斐伊川水系河川整備基本方針」の見直しを要するが、河川改修を行わなければ、広範囲にわたる洪水浸水リスクが解消されず、既に完成した上流部のダムや、運用を開始している中流部の斐伊川放水路の効果も十分に発揮されないこととなることから、同基本方針の現時点での見直しはできないことと判断します。」

#### (3) 対応

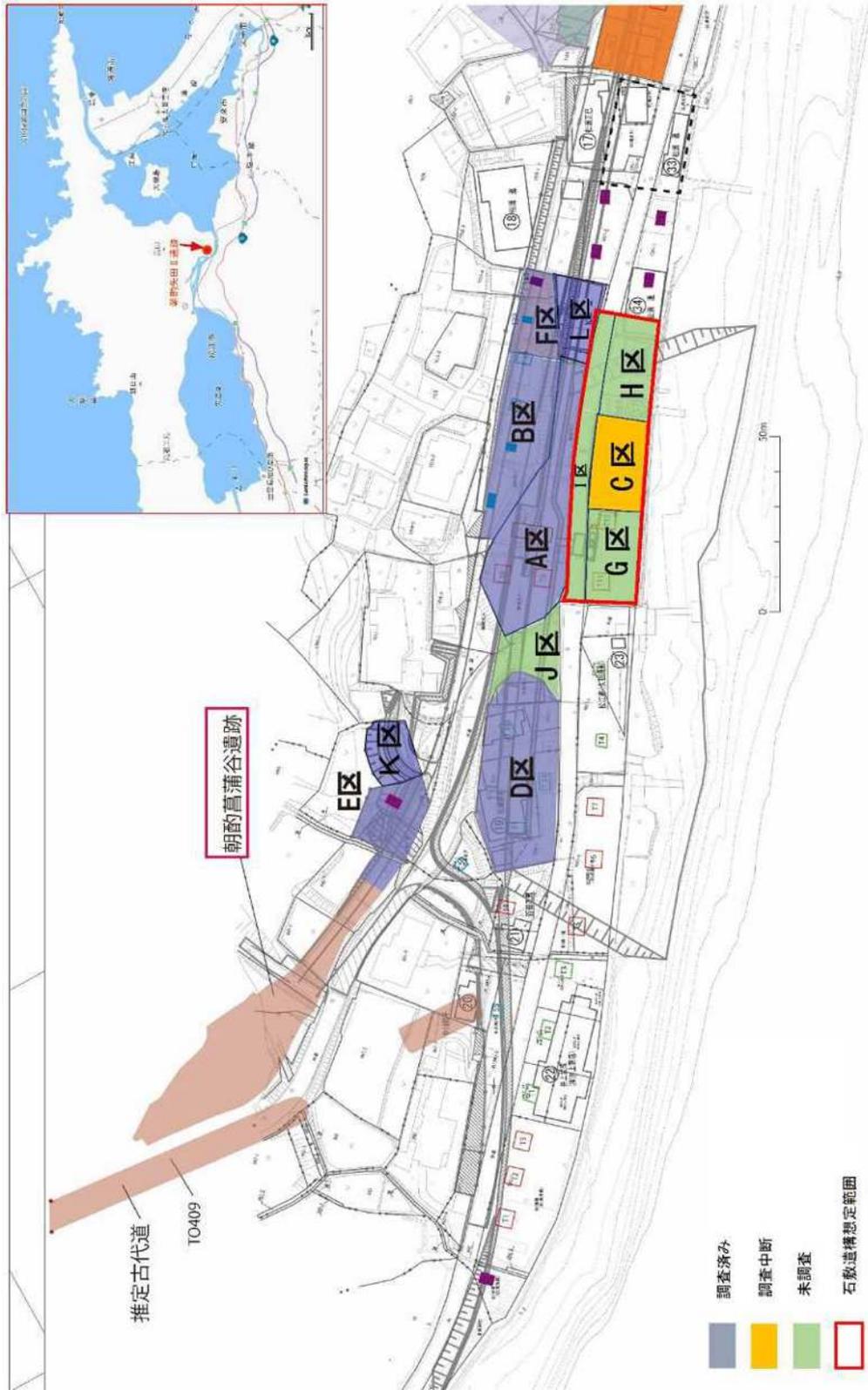
- ・ 現地保存は難しいと判断し、国交省へ回答予定
- ・ 今後、記録保存目的の発掘調査の再開、関係機関との代替措置の検討を予定



【写真1】朝酌矢田Ⅱ遺跡の人工の石敷き（東側より）



【写真2】遺跡周辺の状況（東側より）



大橋川河川改修事業地内 朝酌矢田Ⅱ遺跡 発掘調査状況

## 4 その他 - 『近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）』（令和6年8月16日）について-

### (1) 目的

近世・近代の遺跡の保護の考え方について整理した上で、埋蔵文化財として保護すべき対象の考え方や保護の範囲について、具体的な考え方を示す。これにより都道府県が近世・近代の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象を選定するための具体的な基準を作成することを推進し、その保護と開発事業等との円滑な調整並びに両立を図る。

### (2) 主な課題

- ・ 近世・近代の遺跡は、価値判断の考え方が地方公共団体において定着していないため、保護措置が十分図られていない場合がある。
- ・ 近世・近代の埋蔵文化財は、埋蔵文化財として扱う対象が不明確であり、開発との調整において、保護のための措置が取られない、あるいは後手に回る場合がある。

### (3) 近世・近代の遺跡の保護に関する基本的な考え方

近世・近代の遺跡は、その価値の所在や内容に応じて必要な保護措置を執ることが前提となる。その上で、地中に埋没しているなどの理由からその内容が容易に判断できないものについては、埋蔵文化財包蔵地として扱った上で、客観性・透明性がある基準のもと、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として扱う対象を決定する

### (4) 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する新たな指針の概要

- 埋蔵文化財として扱う対象の明確化と基準の作成  
(省略)
  - ・ 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地は、地方公共団体が保護の対象を選択することにより土地の利用に規制（発掘を行う場合の届出等）を課すことから、都道府県が客観的・合理的な選択基準を定める必要があること。
  - ・ 都道府県が定める基準では、埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分を具体的に示すとともに、周知化する対象を選択する際の考え方を具体的に示すこと。  
(省略)

#### 参考

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/94098301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/94098301_01.pdf)

島根県基準	開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準(H13. 6. 29)
	(省略) 4 埋蔵文化財として取扱う範囲 (1) 中世までに属する遺跡については、原則として埋蔵文化財として取扱うこととする。 (2) 近世に属する遺跡については、島根県の歴史解明のため必要なものを埋蔵文化財として取り扱うこととする (3) 近現代の遺跡については、島根県の歴史解明のため特に重要なものを埋蔵文化財として取り扱うこととする (省略)